

朝霞市規程第 4 号

朝霞市職員研修規程の一部を改正する規程

朝霞市職員研修規程（平成 18 年朝霞市規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「民間企業等」を「民間企業又は研修実施機関」に改める。

第 8 条中「職場外研修」を「研修計画に位置付けされた職場外研修」に改める。

第 13 条第 1 項中「研修生」を「職員」に、「研修報告書（別記様式）」を「研修報告」に、「提出しなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第 2 項を削る。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とし、第 18 条を第 17 条とし、第 19 条を第 18 条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。